

体験学習推進会議実施要綱

1 主旨

第1条

この要綱は、千葉市立小学校及び中学校管理規則（昭和 39 年千葉市教育委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）第 13 条の規定に基づき、千葉市における宿泊を伴った体験活動（以下、「体験学習」という）の充実した推進に資するため、体験学習推進会議（以下、「推進会議」という。）を設置し、体験学習の総合的な推進施策について調査・検討・協議するとともに調査・検討を行うワーキンググループを設置するものである。

2 組織

第2条

- 1 推進会議は、別表 1・2 に掲げる委員で構成する。
- 2 推進会議に委員長及び副委員長を置き、委員長は学校教育部長、副委員長には教育指導課長の職にある者をもってこれに充てる。
- 3 ワーキンググループは、別表 2 に掲げる委員で構成する。

3 推進会議の開催

第3条

- 1 推進会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。
- 2 推進会議は、年 2 回の開催とする。
- 3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めて意見を聴くことができる。

4 ワーキンググループの会議の開催

第4条

- 1 ワーキンググループは、体験活動に係る調査・検討を行う。
- 2 ワーキンググループは、必要に応じて招集し、開催する。
- 3 ワーキンググループの検討結果は、推進会議に提案する。

5 事務局

第5条 会議の事務局は、学校教育部教育指導課とする。

6 雑則

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

7 附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

【別表1】

学校教育部長	学校教育部参与・教育改革推進課長事務取扱
小中学校長学校運営協議会代表2名	教育指導課長
特別支援学級設置校長会代表2名	教育支援課長
教頭会代表2名	保健体育課長
教務主任会代表2名	教育センター所長
養護教諭会代表	養護教育センター所長
小・中・特別支援学校教職員代表	こども未来局こども未来部健全育成課長
学事課長	こども未来局こども未来部健全育成課係長

【別表2】

教育指導課 統括指導主事
教育指導課 農山村留学推進事業担当
教育指導課 移動教室担当
教育支援課 長柄げんきキャンプ担当
教育改革推進課 キャリア教育担当
保健体育課 自然教室推進事業担当
教育センター ジョイントキャンプ担当
養護教育センター ハッピーキャンプ担当
こども未来部健全育成課 少年自然の家担当
※教諭代表